様式第3号（第11条関係）

**記載例**

角田市ふるさと納税返礼品提供事業者承認申請書

年　　月　　日

　角田市長　殿

 　　　　　　　　　　住　　　　　所　**角田市かくだ字大坊00**

商号または名称　**角田株式会社**

代表者氏名　**代表取締役　角田太郎**

角田市ふるさと納税事業実施要綱第11条の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。

なお、申請にあたっては、ふるさと納税に係る関連法令を遵守するとともに、本申請書の確認事項に同意いたします。

記

裏面に続く

|  |  |
| --- | --- |
| １.返礼品区分 | **お米（精米）　※主たる返礼品の区分を記入ください。****※複数記入可** |
| ２.事業内容 | **お米の生産事業　※事業者の主な事業内容を記入してください。** |
| ３.その他 | **上記以外で特記事項があれば記入してください。** |

・確認事項　　(下記の項目を確認の上、チェック欄に☑を記入してください。)

|  |  |
| --- | --- |
| ☑ | 返礼品の取扱い開始に際し、市税等の納付状況、事業内容等についての調査に同意します。 |
| ☑ | 下記項目を遵守し、返礼品を提供します。（１）ふるさと納税返礼品提供事業者は、返礼品等の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情等内容については市長及び市長が委託するふるさと納税代行業者へ報告すること。（２）ふるさと納税返礼品提供事業者は、市のPRに積極的に努めること。（３）ふるさと納税返礼品提供事業者は、当該業務で知り得た情報等については、秘密を保持するものとし、他の目的に使用しないこと。（４）市長は、品質等に関する保証やクレーム対応などについて、一切の責任を負わない。（５）市長は、やむを得ない事情により、返礼品等の取扱いについて予告なく取扱いを停止することがある。（６）返礼品等の取扱い開始時期については、返礼品等の採用が決定した後に、ふるさと納税返礼品提供事業者、市長等で調整して行う。 |
| ☑ | 下記のいずれにも該当する返礼品を取り扱います。(１)地方税法第３７条の２第２項及び第３１４条の７第２項の規定に基づき、第１号寄附金の募集の適正な実施に係る基準並びに物品又は役務に類するもの、返礼品等の調達に要する費用の額の算定や方法及び返礼品等の基準（平成３１年総務省告示第１７９号）第５条に規定する基準を満たす物や役務である。(２)安定した供給が見込める品質及び数量を有するものである(ただし、季節限定、期間限定又は数量限定で提供可能なものは、この限りでない)。(３) 返礼品等が飲食物である場合は、十分かつ適切な賞味期限及び消費期限が確保されるものである。 |
| ☑ | 代表者及び従業員等が、暴力団排除条例（平成２５年角田市条例第４号）に規定する暴力団等の構成員等ではありません。 |
| ☑ | 市税等の滞納はありません。 |
| ☑ | 各種法令又は条例等に適した生産又は製造を行います。 |
| ☑ | 返礼品について、適正な品質管理に努め、事業者の責任において提供します。 |
| ☑ | 寄附者の個人情報を返礼品の発送以外の目的に使用しない等個人情報の取扱いを厳重に行います。 |
| ☑ | 公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。 |

※返礼品区分（参考例）

・果実類　　・お米　　・肉類　　・加工品（日用品・家電・食品）　等